

第17回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果

日 時	令和2年5月27日（水） 16:15～16:45	場 所	峰山庁舎 205会議室	事務局部課名	市長公室 生活経済緊急支援室
出席者	市長、教育長、本部員 13 名、事務局等 7 名 計 22 名				
中山市長より	○5 月 25 日に関東・北海道の緊急事態宣言が解除され、全ての都道府県が解除された。政府・京都府の示される経済対策と新しい生活様式の推進に取り組んでいきたい。本日開催された府の本部会議を受け、市の対応等について報告と協議をお願いする。				
議題					
協議事項	部課	概 要			結果
新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の取組について（京都府）	生活経済緊急支援室	<p>○資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業分野にとどまらず全ての分野で「WITH コロナ」社会を乗り切る戦略に着手する。 ・イベントは「新しい生活様式」に基づき、参加者の連絡先把握など対策を講じた上で開始。収容率と人数上限の小さい方を限度要件とする基本的な考え方が示された。6 月 18 日までは屋内 100 人以下・屋外 200 人以下かつ収容定員の半分の参加の日安で開催とし、19 日以降は国に準じ概ね 3 週間ごとに人数上限を段階的に緩和していく。 ・祭りなどの地域行事は、来場者の地域を特定できるものは開催可能。6 月 19 日以降は収容率と人数上限の要件がなくなる。 ・施設については、6 月 1 日以降は業種別ガイドラインの実施など感染予防策を取っていることを前提に全ての施設の使用制限を解除する。 			【報告事項】
市の対応について（イベント開催）	生活経済緊急支援室	<p>○資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催は府の方針に準じる。 ・施設の使用については、前回会議で決定した方針を継続し、府に準じて 6 月 1 日以降、感染予防対策の整った施設から順次再開。 			【報告事項】
市の対応について（教育委員会施設）	教育委員会	<p>○資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設は宣言解除を受け、5月30日から全ての施設を再開。26日に防災行政無線により周知済み。 ・施設利用にあたっての制限として、市内在住・在学・在勤の方のみの利用、社交ダンス・調理等の禁止、利用者による使用設備の消毒などを呼びかけ。 			【報告事項】
市の対応について（利用停止を解除し	財産活用課	<p>○資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月30日から体育館と学校施設の利用停止を解除し、ほぼ全ての施設を再開する。 			【報告事項】

た施設の状況等)		<ul style="list-style-type: none"> ・再開条件について前回会議からの変更点として、施設に管理者が滞在し感染予防対策が行われていることの確認をする規定を削除、施設利用者に市内在勤者・在学者を追加、利用者に利用者名簿を求めた場合の提出条件の追加、密着する活動と調理の禁止。 ・感染予防対策として、3密防止、利用者へマスク着用、高頻度接触部位の除菌を利用者へ呼びかけ。 ・5月30日から施設再開する旨を防災行政無線で周知済み。 ・現時点では残り6施設が6月1日からの再開に向けて準備中。 ・八丁浜シーザイドパークは芝生養生のため7月初旬まで閉鎖。駐車場は6月1日から再開。(建設部) 	
その他			
コロナ禍における今年度の海水浴場開設の考え方	商工観光部	<p>○資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水浴場は例年どおり7月11日から開設する方向で進めている。6月3日に開設者への説明会を開催予定。 ・原則府内からの利用者限定として、感染防止対策を可能な限り実施することを前提条件とする考え。感染防止ガイドラインを示しながら開設者に開設していただく。 	【報告事項】
マスク配布事業の状況について	事務局	6月2日からの店頭でのマスク販売にあわせ、全世帯向け購入券は6月2日から順次郵送予定。高齢者のみ世帯等のマスク無償配付は6月上旬から配送予定。	【報告事項】
その他	事務局	4月7日の緊急事態宣言と同時に特措法による対策本部を設置したが、宣言解除により本部を廃止する。本日から市健康危機管理対策本部設置要綱に基づく本部設置となる。	【報告事項】